テレワーク人口実態調査　調査データ利用の手引き

都市局 都市環境課

１．提供可能なデータ

- テレワーク人口実態調査マスターデータ
 ※エクセルファイル形式

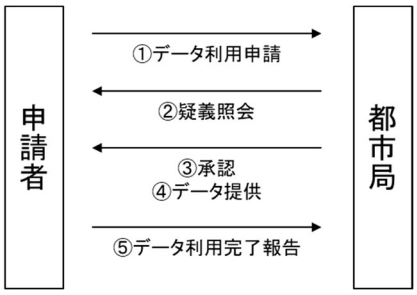
２．使用条件

- 申請者は、提供を受けた調査データについて、本手引き等に基づき善良な管理者の注意をもって適正に管理するものとする。
- 調査データは申請書に記載した範囲内での利用に限定し、申請書に記載のない第三者への譲渡、貸与その他の方法により利用させないこととする。
- 調査データを用いて、特定の個人や事業所等を識別するような研究等を行わないこととする。
- 申請者は、調査票データを利用した作業を、申請書に記載した受託業者等に行わせる場合には、当該受託業者等が行う調査データを適正に管理するための措置について事前に確認を行うとともに、当該受託業者等に対する必要かつ適切な監督を行い、作業終了後は速やかに調査データ及び中間生成物を返却又は消去させなければならないものとする。
- 申請者は、調査データ利用に伴う費用が発生する場合は、その費用を負担しなければならない。
- 申請者は、自己の都合により申請書に記載されている内容を変更する必要があるときは、申出を行い、承諾を得るものとする。
- 調査データは申請書に記載した期間内のみ利用できるものとする。期限を超えて利用する必要が生じた場合は、期限内に利用期間の延長の申出を行い、承諾を得るものとする。
- 申請者は、災害または事故により調査データを紛失した場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに報告するものとする。
- 申請者は、自らの不注意などにより調査データを紛失もしくは漏洩したことが判明した場合、又はそのおそれがあることが判明した場合は速やかに報告する。
- 申請者は、調査データの利用期間終了までに、ハードディスク、紙媒体等の調査データ又は中間生成物を消去し、データ利用完了に伴う処置等について報告する。
- 申請者は、得られた成果等には出典を明記しなければならない。
- 申請者は、データ利用に関して、成果の説明等を求められた場合にはその指示に従うものとする。
- 申請者が使用条件に違反したと認められた場合、違反が認められた時点で調査データの速やかな返却、中間生成物の消去を行わせ、以後の利用を中止させることとする。
- 申請者が調査票データを利用したことにより、何らかの不利益や損失を蒙る事態が生じたとしても、提供者は申請者に対し一切の責任を負わないものとする。
- 申請者が調査データの使用に起因して第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、提供者は一切の責任を負わないものとする。
- 本手引きに定めのない事項等について疑義又は紛争が生じたときは、協議の上、これを解

決するものとする。

３．データ提供の流れ

データ提供の流れは、以下のとおりである。



① データ利用申請

- 申請者は、「テレワーク人口実態調査 調査データ利用申請書」（様式－１）を記載の上、都市局都市環境課に提出する。

② 疑義照会

- 申請者は、申請内容等について都市局都市環境課より疑義の照会または修正の依頼があった場合は適切な対応を図る。

③ 承認

- 都市局都市環境課は、申請者に対し、使用条件、利用可能期間等について、「調査データ提供承認について」（様式－２）で通知する。

④データ提供

- 申請者は、提供されたデータを使用条件遵守の上、使用する。データはメールまたは国土交通省ファイル転送システムにより提供する。

⑤データ利用完了報告

- 申請者は、提供されたデータの利用期間が終了した場合、「調査データ利用後の処置について」（様式－３）にて、データ利用完了に伴う処置等について報告する。

４．問い合わせ先

データ提供を希望する場合は、以下までお問合せください。

申請に必要な書類を送付いたします。

国土交通省 都市局 都市環境課　テレワーク担当
電話 ：(03) 5253-8111（内線 33336）　　直通 ：(03) 5253-8295
メールアドレス：hqt-toshikankyo@ki.mlit.go.jp